



佐賀労働局発表  
令和3年9月6日(月)

【照会先】  
佐賀労働局労働基準部賃金室  
室長 野村 徹哉  
賃金指導官 河野 有美  
(電話) 0952(32)7179(直通)

## 佐賀県最低賃金が令和3年10月6日から821円に — 佐賀県最低賃金の引き上げ —

- 1 佐賀労働局長（加藤博之）は、令和3年8月26日（木）、「佐賀県最低賃金」について時間額821円（引上げ額29円、引上げ率3.66%）とする改正決定を行い、本日、官報公示しました。  
これにより、佐賀県最低賃金は、令和3年10月6日から821円に引き上げられることが確定しました。
- 2 佐賀県最低賃金は、佐賀県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
- 3 今後、佐賀労働局では、改正後の佐賀県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知するとともに、その履行確保を図っていくこととしています。
- 4 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金引上げに向けた支援策を以下のとおり実施しています。

### (1) 業務改善助成金（別添1参照）

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練等）を行った場合に、その費用を一部助成するものです。

※業務改善助成金についてのお問い合わせは、「業務改善助成金コールセンター」（03-6388-6155）にお尋ねください。

また、佐賀労働局では、8月27日～9月17日の間、個別説明会も実施しています。（別添2参照）

(2) 雇用調整助成金の要件緩和（別添3参照）

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヵ月間の休業については、休業規模要件（1／40以上）を問わず支給します。

※上記の要件緩和に関するお問い合わせは、「佐賀労働局職業対策課助成金室」（0952-32-7173）にお尋ねください。